

# 行財政改革

・議会議員報酬二百萬円（年間報酬の7.5%）の削減

・村長給料百二十万円の削減

西栗倉村は国の三位一体改革、地方分権、事務移譲、合併問題等を真剣に捉え平成十五年からの行財政改革への取組み経過の中で昨年の八月合併をしない選択をいたしました。

地方交付税の削減、財源補償の伴わない事務移譲等財政状況は非常に厳しい状況にあります。あらゆる無駄を省き、必要なものに投資するという選択と集中によりメリハリある財政運営と持続可能で安定した財政構造の構築が求められています。

また、特別職の二名（助役、教育長）の退職及び職員一名の退職を補充しないなど、人件費の削減と内部体制の少數制を実施、決裁規定も見直し

住民の皆様にご迷惑をかけないよう迅速な対応を心がけております。

## 平成十七年度行財政改革

平成十六年度行財政改革実績

に平成十七年度の取り組み等についてお知らせし、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

財政関係では事務事業の見直しを行ない、執行段階で更なる節約に心がけたいと思います。

○補助負担金を予算編成段階で四百五十万円の減額、予算査定段階で三百七十万円の減額

○人件費では

・議会議員の報酬の期末手当を

40%減額（八名の議会議員の総額一百七十万円）

・村長給料月額15%減額

（年額二百二十万円）

・教育長給料月額10%減額

（年額百二十万円）

・管理職職員の管理職手当月額2%減額

（六名の総額八十万円）

歳入は地方交付税四千七百万円、

その他で五千八百万円を減額していますが、村道大茅線改良工事増額に伴い予算総額（一般会計）は十六億六百万円となり昨年とほぼ同額予算となりました。

平成十六年度も職員による行財政改革推進会議を受け、組織のフラット化として八課（教育委員会を含む）を五課に統廃合を行い（各課の業務内容は後述）小課制から大課制に移行し、より迅速な事務処理、職員の総戦力化、職員の主体性の發揮、機動的・弾力的な行政運営、目的志向型の行政運営を図る。また他課との連携により情報の共有化の徹底を図る。

更に重要事業（ハード・ソフトを問わず）については課を超えてプロジェクトチームを結成し、必要性、方針を行い、実施後も評価による再点検を行うシステムを構築する。

額の抑制等の推進を基本理念に行財政改革大綱の策定に取組む計画としていますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成十七年度機構改革により各課の業務分担が若干変更になりましたのでお知らせ致します。

○出納室 従来どおり

○総務企画課

従来の業務に、議会事務局、監査事務局、戸籍、住基、印鑑登録、埋火葬関係、村税、村営住宅管理、国保税及び介護保険料の徵収等が加わりました。

○産業建設課

従来の業務に、廃棄物、公害、環境、ゴミ処理等が加わりました。

○保健福祉課

従来の業務に、国保の給付と資格及び国保税の賦課、老人医療の給付と資格、乳幼児医療の給付、重身医療の給付等が加わりましたが、受付は総務企画課でも受け付けております。

○教育委員会 従来どおり。